

改正

平成29年3月31日告示第60号

いすみ市クリーン組合設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、市清掃業務と提携し、家族ぐるみ、地域ぐるみにて、環境美化に努めるため、いすみ市クリーン組合（以下「組合」という。）を設置する。

(構成)

第2条 組合は、いすみ市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）の利用者をもって組織され、各地域において5戸から10戸を単位組合として結成する。

(組合の役員)

第3条 各組合に、組合長を置く。

(ステーションの申請)

第4条 各組合は、一般廃棄物集積ステーション設置申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に変更ある場合は、速やかに一般廃棄物集積ステーション設置・管理者変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(組合の活動)

第5条 組合の目的を達成するため次に掲げる活動を行う。

- (1) 組合単位の集積所（ステーション）を設置し、市交付の標識を掲示する。
- (2) ステーションの美化に努める。
- (3) 搬出について、分別を徹底する。
- (4) その他クリーンセンター施設見学・ごみゼロ運動への参加を通し市内美化思想を啓発する。

(事務局)

第6条 組合の目的達成のため、事務局を置く。

2 事務局は、環境水道課内に置く。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、組合の運営に関し必要な事項は、事務局と協議の上市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年12月5日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第60号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号(第4条関係)

一般廃棄物集積ステーション設置申請書

年 月 日

いすみ市長 様

組合名〔 〕
組合長住所 いすみ市 番地
氏名 ㊟

下記のとおり申請します。

設 置 場 所	いすみ市 番地	ステーション名称	
ステーション管理人		管 理 人 連 絡 先	TEL
略図(目標物及び管理人宅を表示のこと)		被 収 集 者 名	裏面のとおり

年 月 日

いすみ市長 様

組合名〔 〕
組合長 住 所 いすみ市 番地
氏 名 氏 名 ㊟

一般廃棄物集積ステーション設置・管理者変更申請書

年 月 日付で申請した一般廃棄物処理ステーション 設置届 管理者 に記載した
内容に下記のとおり変更があったので通知します。

記

- 1 変更した内容(変更前と変更後の比較ができるよう記載すること。)

変更前

変更後

- 2 変更した理由